修 繕 契 約 書

修繕請負について、発注者　那覇市（以下「甲」という。）と、受注者　株式会社　○○（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第１条　この契約の要領は次のとおりとする。

(1)　修繕の名称　　仲井真小学校幹線ケーブル修繕
(2)　契約金額　　¥******-
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥*******-）
(3)　契約保証金　　¥******-（那覇市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は免除）
(4)　履行期間　　着手日から 120 日
(5)　修繕場所　　那覇市字仲井真 173 番地
(6)　前金払　　適用しない。

第２条　乙は、修繕が完了したときは直ちに完了届により、その旨を甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、乙の立会を求めて直ちに検収しなければならない。

第３条　甲は修繕の検収後、乙の提出する適正な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

第４条　乙の責めに帰すべき理由により、完了期限内に完了することができない場合において、延長する期限内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は遅延損害金を徴収して完了期限を延長することができる。

２　前項の遅延損害金は遅延日数に応じ、当該契約の締結の日における支払い遅延防止法第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

第５条　甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは契約を解除することができる。

(1) 契約締結または義務履行について不正の行為があったとき。
(2) 完了期限内に義務を履行しないとき、または履行の見込みがないと認められるとき。
(3) 契約解除の申し出があったとき。
(4) 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者または乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団、暴力団員または暴力団関係者に該当すると判明したとき。

２　乙は、前項の規定により契約が解除された場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第６条　この契約に関して甲乙間に意見の相違が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し双方が記名押印して各自その 1 通を所持する。

令和　　年　月　　日

（甲）　那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長　知念　覚　　印

（乙）　沖縄県那覇市
株式会社　○○
代表取締役　　印